官報

（号外）
発行　内閣府　国立印刷局
（原稿作成）

目次

〔法　律〕

○有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律（五四）　三

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（五五）

〔政　令〕

○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（二二六）　七

〔省　令〕

○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一一三）　八

〔法規的告示〕

○飼料の公定規格の一部を改正する件（農林水産九六）　三

〔その他告示〕

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通八四〇）

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同八四一）

〔公　告〕

諸事項

官庁

押収物還付関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

令和七年度地方職員共済組合団体共済部決算の要旨、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構令和七事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒処分関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第五十四号）（内閣府本府）

1　都道県の責務の追加

都道県は、国との連携を図りつつ、有人国境離島地域の保全のため必要な施策を実施するとともに、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。（第三条新第二項関係）

2　滞在型観光の促進に関する規定の追加

(1)　基本方針に定める事項の追加

基本方針に定める事項に「滞在型観光の促進に関する基本的な事項」を追加する。（第四条第二項新第十一号関係）

(2)　都道県計画に定める事項の追加

都道県計画に定める事項に「滞在型観光の促進に関する事項」を追加する。（第十条第二項新第六号関係）

(3)　滞在型観光の促進に関する配慮規定の追加

国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域と他の地域との間の交流の拡大を図るため、当該特定有人国境離島地域の観光資源を活用した滞在型観光の促進について適切な配慮をするものとする。（新第十六条関係）

3　期限の延長

「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」の有効期限を令和十九年三月三十一日まで十年間延長する。（原始附則第二条関係）

4　特定有人国境離島地域の追加

特定有人国境離島地域として、「天売・焼尻（北海道）」、「飛島（山形県）」、「新島・式根島（東京都）」及び「粟島（新潟県）」を追加する。（別表関係）

5　施行期日等

(1)　施行期日

この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、3及びこれに伴う規定の整備は、公布の日から施行する。（改正附則第一条関係）

(2)　検討

国は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（改正附則第二条関係）

(3)　その他

その他所要の規定を整備する。

◇主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（法律第五十五号）（農林水産省）

1　米穀等取扱事業の届出の新設等

(1)　米穀の出荷若しくは販売の事業又は米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造若しくは調製の事業（以下「米穀等取扱事業」という。）であって一定規模以上の事業を行おうとする者は、その名称、所在等を届け出なければならないこと等とする。（第九条及び第十条関係）

(2)　主務大臣は、(1)の届出をした者に対し、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図る観点から、必要な助言又は指導を行うことができることとする。（第十二条関係）

2　定期報告の創設

米穀等取扱事業であって一定規模以上の事業を行う者は、定期的に、主務大臣に対し米穀の在庫数量等を報告しなければならないこととする。（第十一条関係）

3　米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置

米穀等取扱事業を行う者は、この法律の規定を遵守するとともに、米穀の品質を保持するための必要な措置、米穀の持続的な供給に資する取引の実施その他の米穀の円滑な流通の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならないこととする。（第八条関係）